

令和8年度マイナンバーカード普及啓発促進事業委託業務  
公募型プロポーザル企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

様式番号	提出書類の名称	規格及び制限枚数	提出部数
1	対象へのアプローチ・申請サポートの企画	A4、12ページまで	正本1部、副本7部
2	実施体制・スケジュール	A4、4ページまで	正本1部、副本7部
3	業務実績 (過去3年以内に、官公庁から受託した類似の業務の実績がわかるもの)	A4、2ページまで	正本1部、副本7部
4	経費見積書 (広報経費とその他経費の内訳がわかるもの)	A4、2ページまで	正本1部、副本7部
5	県が推進する施策への取組状況が分かる書類	なし	正本1部、副本7部

様式番号5「県が推進する施策への取組状況が分かる書類」を次表に示します。

項目	提出資料
高知県ワークライフバランス推進企業	「高知県ワークライフバランス推進企業認証書」の写し
くるみん、えるぼし等	「基準適合一般事業主認定通知書」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書」の写し
障害者雇用	
(1) 法定雇用率制度の適用がある場合	直近の障害者雇用状況報告書の写し (公共職業安定所の受付印のあるもの)
(2) 法定雇用率制度の適用がない場合	障害者雇用誓約書 (様式に特に定めはありませんが、土木部が建設工事競争入札参加資格申請時の様式として定めている「障害者を雇用している旨の誓約書」等を参考にしてください。土木政策課の公開ホームページに掲載されています。)
こうちSDGs推進企業	「こうちSDGs推進企業登録証」の写し
再委託における県内事業者の優先	
(1) 再委託先が高知県内に本店を有する者である場合	「参加者と再委託先の協定等」の写し(様式に定めはありませんが、以下の項目を満たすようにしてください。 ・参加者と再委託先の住所、事業者名、代表者役職及び氏名が記載され、両者の署名等がされていること ・再委託の業務内容、期間及び契約金額(予

	定) ・参加者と県が契約を締結後、再委託を確実に実施すること)
(2) 全ての業務を参加者が実施し、再委託をしない場合	再委託をしない旨の誓約書（様式に定めはありませんが、参加者の住所、事業者名、代表者役職及び氏名、再委託を実施しないことを誓約する旨を満たすようにしてください。）

## 2 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

## 3 提出期限

令和8年6月30日（火）午後5時必着

※ この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受付することが出来ませんのでご注意ください。

## 4 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20  
高知県総務部市町村振興課

## 5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、参加者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

## 6 企画提案のポイント

### (1) 事業の目的

- ・ マイナンバーカードをデジタル社会の基盤と位置づけ、普及促進の取組を進めてきた結果、国民全体に対するマイナンバーカードの保有枚数率は83.1%（令和8年5月末時点）となっています。しかしながら、本県におけるマイナンバーカードの保有枚数率は77.7%（令和8年5月末時点）と全国46位に位置している状況です。

マイナンバーカードはデジタル社会における基本ツールとして、今後、国や自治体において様々なデジタル化の取組が進む中で、マイナンバーカードを前提とした制度やシステムが構築されることが見込まれることから、本県においてもデジタル社会の到来に向けた環境を整えていく必要があります。

そこで本事業では、マイナンバーカードの未取得者に対し、カードの利活用の機会が多いと見込まれる医療機関利用者や、全国的に取得率が低い年齢層（20代～30代）をターゲットとしてカードの取得促進を図るとともに、乳幼児やカードの取得が困難な高齢者施設入居者に対して積極的にカードを取得する機会を提供することを目的としています。

### (2) 各取組の課題

- ・ 本事業では、市町村が開催する乳幼児を対象とした法定健診の会場において出張申請受付・サポートの実施、高齢者施設入居者等を対象とした出張申請受付の希望の掘り起こしと実施、県内企業または事業所の職員の方を対象とした出張申請の希望の掘り起こしと出張申請受付・サポートの実施及びマイナンバーカードの利用が

見込まれる場所での出張申請受付・サポートの実施を行うこととしています。

(乳幼児を対象とした出張申請受付・出張申請サポート)

- ・ 乳幼児を対象とした法定健診の会場での出張申請受付・サポートの実施にあたっては、法定健診の受診で保護者が疲労することが見込まれることから、出張申請受付・サポートを可能な限り円滑に短時間で実施することが重要です。そのため、交付申請書の記入等にあたって一時的に乳幼児の面倒を見るための人員の配置等、保護者の負担を軽減するための方策が必要です。また、出生届と同時にマイナンバーカードを申請することが可能となっていることから、年々受付件数は減少傾向にあり、1回の出張申請受付・サポートで効率よく申請件数を伸ばすことが課題となっています。また、マイナンバーカードの交付申請用の乳幼児の写真を撮影する際には、高度な撮影技術が必要となります。

(高齢者施設入居者等を対象とした出張申請受付の希望の掘り起こしと実施)

- ・ 出張申請受付の実施のためには高齢者施設の同意を得ることが必要です。そのため、高齢者施設入居者等に対して出張申請受付を実施するためには、マイナンバーカードの利便性等の情報を高齢者施設の責任者等に対して確実に伝え、どう希望の掘り起こしにつなげていくのが課題です。

(県内企業または事業所の職員の方を対象とした出張申請の希望の掘り起こしと出張申請受付・サポートの実施)

- ・ 出張申請受付・サポートの実施のためには県内企業または事業所の同意を得ることが必要です。そのため、県内企業または事業所での出張申請受付・サポートを実施するためには、マイナンバーカードの利便性等の情報を県内企業または事業所の責任者等に対して確実に伝え、どう希望の掘り起こしにつなげていくのが課題です。

(マイナンバーカードの利用が見込まれる場所において出張申請受付・サポート)

- ・ マイナンバーカードの利用が見込まれる場所での出張申請受付・サポートの実施にあたっては、限られた時間内に、マイナンバーカードの利便性等の情報を効果的に発信し、取得申請に結びつけることが課題です。

(広報)

- ・ 現状、県内のマイナンバーカードの保有枚数率が、7割を超えており、国のマイナポイント事業が実施されていた令和4年度以前並の事業実績を見込むことは困難です。
- ・ 本事業は、対象者を限定していることから限られた予算内で効率的な広報を実施することが課題です。

(3) 特に提案を求めるポイント

- ・ 以下の取組を円滑かつ効果的に実施できる人員体制の構築を求めます。

(乳幼児を対象とした出張申請受付・出張申請サポート)

- ・ 乳幼児の保護者にマイナンバーカードの制度やメリット、出張申請受付・出張申請サポートの取組などを周知するとともに、その意義やメリットを理解してもらい、多くのマイナンバーカードの申請につながる企画の提案を求めます。
- ・ また、出張申請受付・サポートを可能な限り円滑に短時間で実施することができ、かつ申請受付の際に保護者の負担を軽減できる企画の提案を求めます。

(高齢者施設入居者等を対象とした出張申請受付の希望の掘り起こしと実施)

- ・ 高齢者施設に対して、マイナンバーカードの利便性を理解いただき、多くの出張申請受付の希望の掘り起こしを図ることができる企画の提案を求めます。

(県内企業または事業所の職員の方を対象とした出張申請の希望の掘り起こしと出張申請受付・サポートの実施)

- ・ 県内企業または事業所に対して、マイナンバーカードの利便性を理解いただき、多くの出張申請の希望の掘り起こしを図ることができる企画の提案を求めます。

(マイナンバーカードの利用が見込まれる場所において出張申請受付・サポート)

- ・ 対象者に対して、限られた時間内でマイナンバーカードの制度やメリット、出張申請受付・出張申請サポートの取組などを周知するとともに、その意義やメリットを理解してもらい、多くのマイナンバーカードの申請につながる企画の提案を求めます。  
また、出張申請受付・サポートを可能な限り円滑に短時間で実施することができ、かつ申請受付の際に対象者の負担を軽減できる企画の提案を求めます。

(広報)

- ・ 限られた予算内で効率的な広報を実施することができる企画の提案を求めます。
- ・ 経費見積書で広報経費を見積もる際には、「乳幼児を対象とした出張申請受付・出張申請サポート」、「高齢者施設入居者等を対象とした出張申請受付の希望の掘り起こしと実施」、「県内企業または事業所の職員の方を対象とした出張申請の希望の掘り起こしと出張申請受付・サポートの実施」及び「マイナンバーカードの利用が見込まれる場所での出張申請受付・サポート」それぞれの出張申請受付・サポートの受付見込数を記載することを求めます。

## 7 企画提案書についての留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案とします。
- (2) 必要に応じて説明資料を添付することができますが、できる限り簡潔なものとしてください。

## 8 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (2) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。
  - ① 虚偽の内容が記載されているもの。
  - ② 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの。

## 9 問合せ先

高知県総務部市町村振興課

担当者 前田、笹岡

TEL 088-823-9313 / FAX 088-823-9767

E-mail s-gyousei@ken.pref.kochi.lg.jp